

# 江戸伝統文化倶楽部規約

## 第一条

名称は「江戸伝統文化倶楽部」とする。(以下本倶楽部という)

## 第二条

本倶楽部の所在地は、東京都目黒区青葉台 1-14-11-106 とする。

## 第三条

本倶楽部は伝統文化（伝統工芸品及び茶の文化）を継承し広めることを目的とする。

## 第四条

本倶楽部は第二条に定める目的に従い下記の定める活動を行う。

- ① 伝統工芸及び伝統的工芸に携わる者は、伝統工芸品及び伝統的工芸品を展示販売する。
- ② 伝統文化（茶の湯）に携わる者はこれを継承し広めるため、年に数度「茶会・茶事」及び茶の湯に関するイベントなどを開催する。
- ③ 上記に付随する一切の活動。

## 第五条

本倶楽部は次の役員（意思決定機関）を置く。

- ① 本倶楽部代表 1名
- ② 本倶楽部副代表 1名
- ③ 会計
- ④ 監査役

## 第六条

第五条の選任方法

- ① 第五条に定める本倶楽部代表は四分の三以上の賛成をもって本倶楽部員の中から決める。
- ② 第五条に定める本倶楽部代表以外の役員は本倶楽部員の中から本倶楽部代表が指名し本人の就任承諾及び本倶楽部会員の三分の一以上の賛成を持って決定する。
- ③ 第五条に定める役員が欠けたときは本倶楽部代表が兼務する。なお本倶楽部代表が欠けたときは新たな代表が決まるまでの間、本倶楽部副代表がその任務を行う。

## 第七条

### 活動の役割

- ① 本倶楽部代表は本倶楽部を代表して本倶楽部の活動を統括する。
- ② 本倶楽部副代表は本倶楽部代表を補佐し本倶楽部代表が欠けたときは代表に代わって本倶楽部の活動を統括する。
- ③ 会計係は本倶楽部の活動で生じた金銭等の財産を管理する。
- ④ 監査役は本倶楽部の活動及び会計を監査し、不適切なことを発見したときは本倶楽部代表及び本倶楽部福代表に報告する義務を負う。

## 第八条

### 活動年度

本倶楽部の活動年度は毎年1月1日～12月31日とする。

## 第九条

### 加入要件

本倶楽部の倶楽部員は下記の要件をすべて満たしたもので本倶楽部代表及び副代表が承認した者とする。

- ① 本倶楽部の活動に賛同し行動できる男女。
- ② 本倶楽部の規約に同意した者。

## 第十条

### 脱退及び脱退命令

- 1、本倶楽部に所属する倶楽部員は本倶楽部代表に「脱退」の意思を伝えることによりいつでも任意に脱退することができる。
- 2、下記に定める事由に該当した場合本倶楽部代表は倶楽部員を脱退させることができる。
  - ① 本倶楽部規約に違反したとき。
  - ② 公序良俗に違反し反社会的な行動を行ったとき。
  - ③ 長期間連絡が取れないとき。
  - ④ 上記のほか本倶楽部の運営上好ましくない者と本倶楽部代表及び副代表が認めたとき。

## 第十一条

### 会費について

- 1、 本倶楽部の活動にかかわる費用は本倶楽部会費の中から支弁する。
- 2、 本倶楽部会費は年会費 2000 円とする。
- 3、 本倶楽部会費は活動年度に退部したばあいでも返還はしないものとする。
- 4、 会費を徴収した結果、余剰が出た場合翌年に繰り越すものとする。

## 第十二条

### 免責規定

本倶楽部及び本倶楽部の部員（本倶楽部代表及びその他役員を含む）は本倶楽部活動に伴い生じた事故などに関しいかなる責任も負わず、各部員の自己責任とする。

## 第十三条

### 本倶楽部規約の改定

- 1、 本倶楽部規約の改定は、役員または部員の三分の二以上の発議によるものとする。
- 2、 本倶楽部規約は部員の三分の二の同意を持って改定することができる。

## 附則

本倶楽部規約は本倶楽部設立日である平成 25 年 1 月 1 日から施行する。